

退職（失業）時の特例免除制度

厚生年金に加入していた人が退職（失業）すると、役場で国民年金の加入手続きを行い、月額14980円（平成24年度金額）の保険料を納めることになりません。ただし、保険料の納付が経済的に困難な人には、申請すれば免除される制度があります。

通常、免除されるには、申請者本人・配偶者・世帯主が所得基準の範囲内である必要があります。

が、特例免除（雇用保険受給資格者証や離職票などの添付が必要）では、退職者の所得を除外します。

※24年7月以降の申請が対象です。
 ※学生で納付が困難な人は、学生納付特例制度をご利用ください。
 ④松山西年金事務所国民年金課
 ☎925-5175
 町民課住民係
 ☎985-4106

松前町勤労者融資（教育・住宅）

町は、労働金庫との提携で、基準金利より低い利率による教育・住宅資金の融資を行っています。

- 勤労者教育資金
教育資金特別金利キャンペーン
平成25年3月29日（金）まで
- ▼融資額 200万円以内（1世帯あたり）
- ▼利率 年1.55%
- ▼金利方式 固定金利
- ▼返済期間 15年以内（元金据置4年6カ月以内）
- ▼返済方法 毎月返済か毎月・ボーナス併用返済（元利均等返済）

- 勤労者住宅資金
- ▼融資額 2000万円以内（1世帯あたり）
- ▼利率 当初3年：年0.80%、当初5年：年1.40%、当初10年：年1.55%
- ▼金利方式 固定金利選択型
- ▼返済期間 35年以内
- ▼返済方法 教育資金と同じ
- ※どちらの融資も利率は8月1日現在。別途、保証料が必要です。
- ④四国労働金庫愛媛ローンセンター
☎948-1120

平成25・26年度入札参加資格申請

25・26年度に町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等、業務委託、物品等の入札への参加資格審査の申請受け付けは、24年11月～12月ごろを予定しています。時期が近づいたら、財政課窓口、ホームページなどに詳細を掲示します。

※経営事項審査の新基準が施行されたことに伴い、今回は新基準で審査を行います。旧基準の取り扱いについては、ホームページに掲載していますので確認してください。

④財政課入札検査係
☎985-4157

9月10日は下水道の日

①「下水道の日」の由来

下水道の普及を図るため、昭和36年に「全国下水道促進デー」として始まり、平成13年には「下水道の日」に変更されました。下水道の役割の一つが浸水対策であることから、台風シーズンのこの時期が選ばれました。

②松前町の下水道

平成14年度から利用できるようになり、現在、筒井・浜・南黒田・北黒田・西古泉の一部地区で利用されています。今後も下水道の整備を進めていきます。

③下水道の役割

①さわやかな生活 くみ取り便所

が水洗便所になり、衛生的で快適な生活ができるようになります。

②街がきれいに 汚いドブや溝がなくなるので、悪臭や蚊・ハエなどの害虫の発生を防いで街を清潔にします。

③川や海がきれいに 汚れた水が川や海などに直接流れ込まなくなり、美しい水を取り戻します。

④下水道を利用する皆さんへ

公共下水道に排水を流す場合は必ず使用開始の届け出を、使用を一時的に止める場合などは使用休止の届け出をしてください。

④上下水道課下水道業務係
☎985-4126

平成24年就業構造基本調査

国民の普段の就業・不就業の状態を把握することで、雇用政策を始め経済政策などに必要な基礎資料を得ることを目的に、10月1日を基準日として、全国で就業構造基本調査が実施されます。8月下旬ごろから、無作為に選ばれた世帯に調査員が伺いますのでご協力をお願いします。

④財政課統計電算係 ☎985-4101

地籍調査成果の登記

平成22年度に現地調査を行った「筒井、浜の一部地区」の結果について、法務局から登記が完了したと通知がありました。

◆登記完了年月日
24年7月9日
④産業課国土調査係
☎985-4127



松前の防災力

防災に関する情報をお届け！
町民総参加で松前の防災力を高めよう。

vol.05

防災行政無線で緊急情報の伝達訓練をします

地震、津波、武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム（J-ALERT）から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな情報伝達手段で確実に皆さんにお伝えできるよう、町内に設置してある防災行政無線で、緊急情報の試験放送を行います。

9月12日（水）10時と10時30分ごろの2回

※当日、緊急情報が流れますが、実際の災害発生ではありませんので、ご注意ください。

④総務課危機管理係 ☎985-4103

「住基カード」はこんなに便利です

住基カードは何に利用できるの？

- ◆公的身分証明書になります
 - ・パスポート新規発給の際
 - ・クレジットカードなどの契約の際 など
- ◆電子申請できます
公的個人認証サービスを付ければインターネットを利用した電子申請(e-taxなど)が利用できます。※別にカードリーダーが必要
- ◆松前町が行う独自のサービスもあります
それぞれ申請をすれば、次のサービスを受けられます。
 - ・印鑑登録証として利用できます
 - ・図書館カードとして利用できます
 - ・住民票の写しや印鑑登録証明書の申請書を発行できます

引っ越し後もそのまま利用できます

7月9日から、転出しても現在お持ちの住基カードがそのまま利用できるようになりました。

継続利用するには

- ①転出届のとき、継続利用希望の旨を伝えてください。
- ②転入届のとき、住基カードを持参して継続利用の手続きをしてください。

※手続きの際、カード発行時に設定したパスワードが必要です。
 ※公的個人認証サービスは住所変更すると失効します。
 ※次の場合は継続利用ができませんのでご注意ください。

- ①転出予定日から30日を経過した場合
- ②転入してから14日以上経過して転入届を提出した場合
- ③転入日から90日を経過して住基カードを持参した場合

住基カードの申請は

発行手数料 無料（25年3月29日（金）まで）
 申請に必要な物 官公署発行の写真付身分証明書＋保険証、印鑑、公的個人認証を付ける場合は500円 ※写真付身分証明書がない場合は事前にお問い合わせください。
 受付時間 平日9時～16時30分 ④町民課住民係 ☎985-4105



「私のごみダイエット法」募集

●募集内容
ごみの減量のために日ごろから各家庭や各事業所などで取り組んでいることや工夫していることなど(ごみの減量例)▷生ごみは絞って水気を切ってから、ごみに出す▷マイバッグを常に持ち、レジ袋をもらわないーなど

●応募方法
応募用紙に氏名、住所、具体的な取り組み内容とその効果を記入し、電子メール、FAX、郵送で応募してください。応募用紙は町民課窓口にあるほか、町ホームページからダウンロードできます。

●アイデアの紹介
広報まさきやホームページに掲載させてもらうことがあります。

●締め切り
9月28日(金)(当日消印有効)

●プレゼント
応募者の中から抽選で30人にエコバッグをプレゼントします。

●その他
応募のあった取り組みを取材させてもらう場合もありますのでご協力をお願いします。

●応募先
町民課ごみ対策係
〒791-3192
松前町大字筒井631番地
☎985-4117
FAX 984-8951
✉141gomi@town.masaki.ehime.jp

知っていますか？ 粗大ごみの出し方

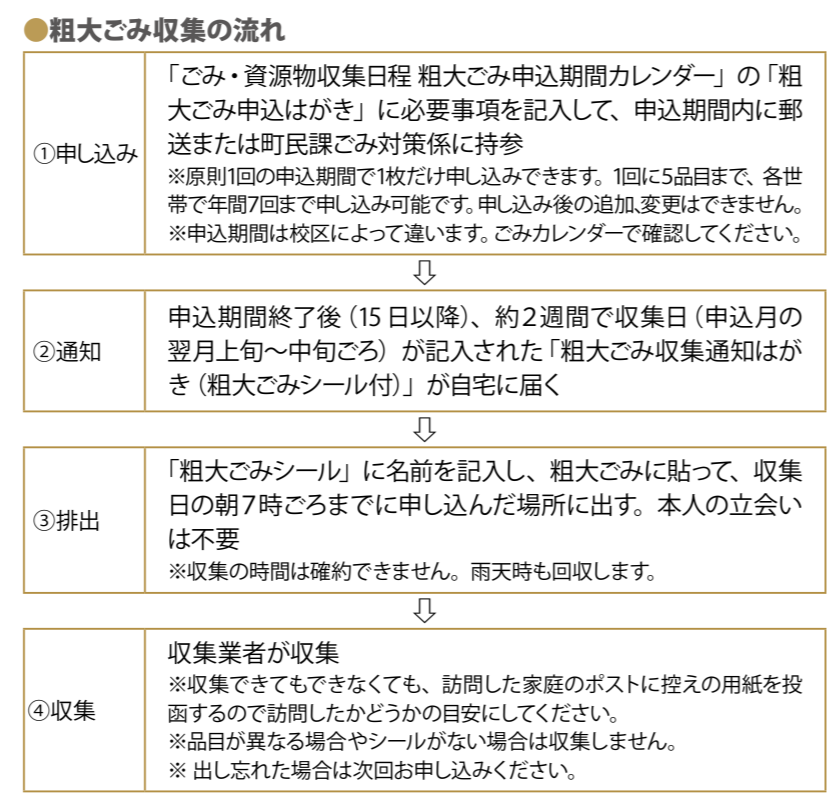
ごみカレンダーの「粗大ごみ申込はがき」で申し込みが必要です。

排出場所に○印をつけてください。排出場所は、自宅の敷内(屋外)にしてください(ベランダ、倉庫、地域のごみステーションは不可)。見取り図には排出する位置に▲印をつけてください。

(申込者)
フリガナ 世帯主名: _____
〒 _____
住所: 松前町大字 _____
マンション名等: _____
自宅の電話: _____
携帯電話等: _____
※電話番号は必ずご記入ください。

収集申込品	備考
1. ふとん(3枚ひとくくり)	●町が収集できないものがあります。 ●申し込み後の品物の追加、変更はできませんので注意をして申し込んでください。 ●申し込みは「申込期間カレンダー」で申込期間を十分確認してから申し込んでください。
2. 衣装ケース	
3. 椅子(2脚ひとくくり)	
4. ベッド	「ベッド」と「マット」は分けて出してください。 ※スプリングマットは出せません。販売店などに相談してください。
5. マットレス	

※申込期間末日の消印有効です。
※粗大ごみ収集申込に関する個人をはじめ関連する法令等を遵守
※表も記入してください。



町民課ごみ対策係 ☎985-4117

ごみカレンダーへの有料広告募集

- ▼日時 10月17日(水)9時～
- ▼場所 松前公園多目的広場・体育館
- ▼種目 クロケット、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ、卓球、バウンドテニス、ベタンク
- ※申し込みは1人1種目に限る。
- ▼参加資格 町内に在住または在勤する昭和28年4月1日以前生まれの人
- ▼申し込み方法 申込書に必要事項を記入して提出してください。
- ▼申込書配布場所・申込先 松前公園体育館、松前総合文化センター、東・西・北公民館
- ▼締め切り 9月21日(金)17時
- ☎ 985-4138
- ▼1つの申し込みで12枠まで掲載できます
- ▼広告サイズ 縦30ミリ×横80ミリ(最大)
- ▼広告掲載料 1枠2万円
- ▼申し込み方法 募集要領と松前町広告事業実施要綱を熟読して、申込書に広告原案を添えて提出してください。募集要領などはホームページからダウンロードできます。
- ▼締め切り 9月28日(金)
- ▼申込先 町民課ごみ対策係 ☎985-4117

まさきファミリー・サポート・センター 「ma★ma・ほっと」 会員募集

子育てのSOSにお応えする会員登録制の組織です。会員同士の相互援助を有料で行っています。保育施設(保育所、幼稚園、放課後児童クラブなど)への送迎、保育施設の開始前や終了後の預かり、産前産後の援助、子どもの病気・緊急時の援助に利用できます。



★子育ての助けをしてほしい人(利用会員)
◎対象となる子ども 0歳から小学6年生まで
登録希望者は事務局までお問い合わせください。登録後、利用会員とサポート会員が顔合わせをして具体的な援助方法を話し合います。

★子育ての助けができる人(サポート会員)
20歳以上で(学生を除く)子育ての援助ができる人であれば、性別、資格の有無は問いません。下記の講習を受けた後、実際のサポート活動に入ってもらいます。

サポート会員養成講座
◎日時 9月27日(木)9時30分～16時
◎場所 松前町総合福祉センター 2階集会室
◎内容 ・子どものかかわり方 ・小児看護の基礎知識 ・サポート事業の心得、概要についてなど
◎申し込み 9月1日(土)～26日(水)に電話でご予約ください。

☎まさきファミリー・サポート・センター ☎960-3269 (受付時間 平日8時30分～17時 土曜日8時30分～12時)

平成 25 年度 松前幼稚園・古城幼稚園

園児募集

●入園資格

町内に住所があり、在住している3歳児
(平成 21 年 4 月 2 日～22 年 4 月 1 日生まれ)
※ 4、5 歳児入園の希望者は学校教育課へお問い合わせ
ください。

●定員

松前幼稚園 35 人、古城幼稚園 35 人
※定員を超える場合は抽選とします。
※現在 3、4 歳児のクラスに兄、姉がいる場合は優先します。

●保育時間

・登園 8 時 30 分～9 時
・降園 ㊶ 12 時、㊷～㊸ 14 時
※㊷～㊸は手作りのお弁当を持たせてください。
※親子で通園してください(駐車場少し有)。

●入園料と授業料

入園料 5,000 円 授業料 6,000 円(月額)

●申し込み方法

学校教育課に入園願を提出してください(印鑑が必要)。
入園願は町ホームページ、学校教育課、各幼稚園にあります。

●受付期間

9月3日㊶～18日㊷ 8時30分～17時15分
(㊶・㊷、㊸は除く)

耐震工事のお知らせ

平成 25 年度の耐震工事に伴い、保育場所が変更になります。
《工期》 古城…4 月～8 月、松前…8 月中旬～12 月
※変更になる場合があります。
《保育場所》 若葉保育所

こんな子どもに育てたい

げんきな子
やさしい子
のびのびあそぶ子
人がすきな子

豊かな心もち、健康でたくましい幼児の育成



手作りお弁当はおいしいよ



のびのびと表現しながら



思いやりの心を育む野菜作り



地域の人とふれあいながら「もちつき大会」



青々とした芝生の上で親子で遊ぼう

☎学校教育課 ☎985-4134 / 松前幼稚園(北黒田966-2) ☎984-1456 / 古城幼稚園(筒井1387-1) ☎984-2354

動物愛護フェスティバルえひめ 2012

日時 9月30日(日) 11時～15時30分
場所 愛媛県動物愛護センター
(松山市東川町乙 44 -7)
催し物 犬のしつけ教室(模範演技・体験教室)、移動動物園、ポニーの乗馬
体験、動物ふれあいコーナー、動物相談コーナー(しつけ、お手入れなど)など
☎愛媛県動物愛護センター ☎977-9200

精神障がい者のための家族懇談会

フリーマーケット出店者
▼日時 10月28日(日) 10時～16時
▼場所 松前公園体育館西側広場
▼資格 町内在住で個人かグループによる出店(業者は不可)
▼参加費 無料
▼出店品 家庭の余剰品、リサイクル製品、手づくり品など(飲食物、動物は不可)
▼締め切り 9月26日(水)
▼申し込み方法 はがきに住所、氏名(グループの場合はグループ名と代表者名)、電話番号を記入

してお申し込みください。
獅子舞競演会
▼日時 10月27日(土) 11時～
▼場所 役場前特設舞台
▼資格 各分館の獅子舞保存会ほか
▼締め切り 9月26日(水)
▼申し込み方法 はがきまたは電話で、住所、団体名、代表者名、電話番号をお知らせください。
▼共通申込先 〒791-3192
松前町大字筒井633番地
松前総合文化センター
☎985-4139

「精神障がい者家族懇談会」を開催します。
講師の講話で学ぶだけでなく、参加者同士の経験を伝え合ったり、気持ち共有したりする場です。病気のことや生活について、家族だけで抱え込まず、参加者全体で話し合います。新規参加希望者はご連絡ください。
☎健康課保健センター係
☎985-4118

日程	内容	場所
9/26 ㊶ 午後	学習会「幻聴・妄想への理解を深めよう」 講師：精神保健福祉士	松前町総合福祉センター
11/2 ㊷ 午後	講話「じょうずな対応」 講師：医師	中山保健センター
1/31 ㊸ 午後	講話と演習「自分の宝箱を見てみよう」 医師：産業カウンセラー	伊予市保健センター
3月 予定	講話「病気の理解について」 講師：医師	松前町総合福祉センター

飼い主の責任を考えよう

9月20日～26日は動物愛護週間

日本では3世帯に1世帯が犬や猫などのペットを飼っています。その一方で、ペットをめぐって周囲とトラブルになったり、飼い主の事情でペットが飼えなくなったりするケースも少なくありません。飼い主の責任をもう一度考えてみましょう。

周囲の人に迷惑をかけるのはペットの責任?

ペットのトラブルは、実は飼い主のしつけ、マナーやモラルの問題です。「犬の無駄吠え」はしつけで改善できます。「糞尿の始末をする」「放し飼いにしない」といったことは、動物を飼うときの基本的なマナーです。自分とペットだけではなく、周囲の人に迷惑をかけないようにすることが必要です。

犬を飼うとき

- 鳴き声による近隣への迷惑防止などのため、できれば室内で飼いましょう。屋外で飼うときは次のことを心掛けましょう。
- 犬の居場所は、犬にとって快適な場所を選ぶ
暑さ・寒さ対策、犬小屋の周囲を常に清潔に
- 隣家との境界付近に犬小屋を置かないなど隣人に配慮する
- 外部の刺激で吠えるような場合、原因を調べて対策をとる
外を人が通るのが気になる場合は、犬の居場所を移したり、植え込みを作ったりする特定のものに吠えるなら遠ざけるなど
- 散歩や犬と遊ぶ時間をつくるなど、コミュニケーションをとる
- 鎖につなぐときは、動きを制限しないようにし、長時間つないだままにしない、周りのものが倒れるようなところにはつながない

猫を飼うとき

- 室内で飼うのが基本です。猫を飼うときは次のものを用意しましょう。
- 寝床 体がすっぽり入る程の市販のハウス、段ボール箱にタオルなどをしく
- トイレ 市販の猫用トイレに猫用砂を入れたものを用意し、常に清潔にする
- つめとぎ つめをとぐのは猫の習性の一つ。専用のつめとぎを用意する
- 首輪と迷子札など 迷子になったときのために連絡先を書いた首輪などを付ける
- 遊び場 上下運動を好むのでキャットタワーなど高低差のあるものを上手に使う

☎町民課生活環境係 ☎985-4117